

## 広島県告示第七百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年十二月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
石丸川（六二九）	土石流の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害	広島県広島市安佐北区可部町大字桐原地内	平成二十八年広島県告示第二百六十九号
石丸川（六二九）	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
土石流	の自因の土 然と発砂種現な生災 類象る原害		